

## 9 救急・救助業務

救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、人口の増加、社会経済の発展及び交通量の増加等により、その需要は年々増加しており、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務についても消防法の改正により昭和 62 年から市町村の消防本部に救助隊を設置することが明確化されたので、今後救助隊の編成、装備等、整備充実していく必要がある。

### 1. 救急業務実施体制

平成 15 年 4 月 1 日現在において、県内全市町村が救急業務を実施している。

救急車保有台数は 238 台であり、救急隊員は 2,834 人（前年 2,828 人）、このうち救急業務のみに専従している専任隊員は 1,151 人、兼任隊員は、1,683 人である。

また、消防職員のうち、救急隊員として資格を有している職員は、4,452 人である。

なお、県内消防本部の救急救命士数は、430 人で 34 消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。

### 2. 救急業務の実施状況

県下の救急出場件数は 2,24,836 件で前年に比較して 10,037 件の増加である。事故種別で見ると急病（56.8%）、交通事故（14.8%）、一般負傷（12.2%）の順である。

また、搬送人員については 2,12,859 人であり、前年に比較して 9,066 人の増加となっている。

なお、これは、県下のどこかで 2 分 20 秒に 1 回の割合で救急自動車が出場しており、県民を 600 万人とした場合、28 人に 1 人が救急自動車で搬送されたことになる。

### 3. 救助業務実施体制

平成 15 年 4 月 1 日現在において、関宿町及び栄町以外の県内市町村が救助隊を設置し、救助業務を実施している。

救助隊は、基準救助隊 75 隊に対し、57 隊（76.0%）で、このうち省令第 4 条に定める救助隊（特別救助隊）は基準救助隊 47 隊に対し 44 隊（93.6%）である。

また、救助隊員は基準救助隊員数 1,043 人に対し 936 人（89.7%）で、このうち特別救助隊員数は基準隊員数 644 人に対し 743 人（115.3%）である。（第 6 表参照）

#### 4 . 救助業務実施状況

平成14年中の救助活動件数は1,549件で前年と比較して242件の減少である。

事故種別で見ると、交通事故(728件)、火災(268件)、建物等による事故(161件)の順である。

救助人員は1,360人、事故種別で見ると交通事故(829人)、建物等による事故(163人)、火災(46人)の順である。(第7表参照)